

平成 27 年度（2015 年度）
小・中学校新規採用養護教諭研修

指 導 者 用 資 料

豊中市教育委員会
池田市教育委員会
箕面市教育委員会
豊能町教育委員会
能勢町教育委員会

目 次

新規採用養護教諭研修実施要項	1
新規採用養護教諭研修校内研修における指導上の留意事項	3
平成 27 年度(2015 年度)小・中学校新規採用養護教諭研修校外研修年間計画	4
平成 27 年度(2015 年度)小・中学校新規採用養護教諭校内研修年間指導計画書	5
平成 27 年度(2015 年度)小・中学校新規採用養護教諭校内研修年間指導報告書	6
年間指導計画書及び指導報告書の記入上の注意	7

新規採用養護教諭研修実施要項

豊中市教育委員会

1 目 的

新規採用養護教諭研修は、新規採用養護教諭に対して、教育公務員としての基本的な心構えや服務上の必要な事項及び学校保健・生徒指導・校務分掌・教育活動の全般にわたって研修を実施し、実践的指導力と使命感を養い幅広い知見を得させるとともに、研修によって修得した知識・技能を学校教育において活用することを目的とする。

2 対 象

- (1) 新規採用養護教諭研修の対象となる養護教諭は、当該年度に豊中市内の公立学校へ採用された養護教諭とする。(勤務経験年数が1年を有しない養護教諭も含まれる。ただし、正規採用の養護教諭としての職務経験を1年以上有する者は除く。)
- (2) 豊中市教育委員会は、当該新規採用養護教諭について、年間研修計画及び年間指導計画に従い、1年間の新規採用養護教諭研修を受けさせるものとする。

3 内 容

- (1) 新規採用養護教諭は、校内において校長、その他の教員等の指導及び助言による研修を受けるものとする。
- (2) 新規採用養護教諭は、校外において豊中市教育委員会及び大阪府教育センター等における研修を受けるものとする。

4 年間研修計画

豊中市教育委員会は、年間研修計画を作成し、校内研修、校外研修の内容及び実施時期、その他必要な事項を定めるものとする。

5 年間指導計画

- (1) 校長は、豊中市教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、当該学校における年間指導計画を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、校外研修との関連に配慮して、校内研修の項目、時期及びその他必要事項を定めるものとする。

6 校内体制

- (1) 校長は、校内研修を円滑かつ効果的に実施できるよう、校内研修体制を整備し、新規採用養護教諭が講義等を受ける際には、業務に支障が生じないように配慮すること。また、研修指導員は新規採用養護教諭の職務を代行するものではないので留意すること。
- (2) 校長、教頭等は、年間指導計画に基づき、新規採用養護教諭の指導を行い、新規採用養護教諭がその職務を遂行するに当たって必要な知識・技能を修得できるよう配慮すること。

7 研修指導員

研修指導員は、必要に応じて豊中市教育委員会が推薦する。

8 校長等連絡協議会

豊中市教育委員会は、新規採用養護教諭研修を円滑かつ効果的に実施できるよう校長等の連絡協議会を開催するものとする。

9 年間指導計画書及び指導報告書等の提出

校長は、当該学校における年間指導計画書及び指導報告書等を豊中市教育委員会へ提出するものとする。

10 非常変災時の豊能地区研修について

(1) 台風の接近が予想される場合

- ① 研修開始の2時間前において、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町のいずれかに「暴風」警報が発表中の場合、研修は延期する。

(2) 受講者への連絡について

- ① 受講者へは特段の連絡はしない。
- ② 延期については、後日、日程等を通知する。

(3) 研修開始の2時間前の時点までに、研修実施が困難であると判断した場合、研修を延期することがある。この場合は、各市町教育委員会を通じて連絡するものとする。

(4) 交通機関がストライキの場合は、原則として研修は実施する。

11 非常変災時の大阪府研修について

(1) 台風の接近が予想される場合

ア 午前7時現在、大阪府内いずれかの地域において「暴風警報」発令中の場合、午前の半日研修及び全日研修は、中止又は延期する。

イ 午前11時現在、大阪府内いずれかの地域において「暴風警報」発令中の場合、午後の半日研修は、中止又は延期する。

(2) 受講者への連絡について

- ・ 受講者へは特段の連絡はしない。
- ・ 延期については、後日、日程等を通知する。

(3) 交通機関がストライキの場合は、原則として研修は実施する。

新規採用養護教諭校内研修における指導上の留意事項

- 1 校内研修においては、校長の指導のもと、教職員等を中心とする校内指導体制の充実に努め全校体制で新規採用養護教諭の指導に当たるよう配慮すること。
- 2 専門的な研修内容の指導は、必要に応じて研修指導員をもって充てるが研修内容によっては、他の教職員とも十分な連携を図ること。
- 3 研修を計画・実施するに当たっては、指導回数年間15回程度とし、充実した研修となるよう努めること。
- 4 指導内容は、学校保健・生徒指導・校務分掌・教育活動全般に関する研修を行うこと。
- 5 指導形態には、次のようなものがあるが、指導に際しては、形態に偏りがないように留意すること。

(1) 口 頭 指 導

(2) 講 話

(3) 観 察 指 導

新規採用養護教諭が行う日常の保健指導について、校長、他の教職員等が随時、観察記録をもとに指導すること。

(4) 作 業 指 導

学年、学期の初め等の必要な時期に、作業を通して指導すること。

(5) 作業点検指導

新規採用養護教諭が行った実践や事務処理等を点検し指導すること。

(6) 保健指導に関する指導

ア 指導案の立案

学校の課題に基づき、保健情報から適切な指導案の立案のプロセスを指導すること。

イ 保健指導の示範

事前に保健指導に関する研究を共に行い、校長、他の教職員等が保健指導をし、事後に研究協議を行うこと。

平成 27 年度(2015 年度) 新規採用養護教諭研修 校外研修年間計画

【大阪府教育センター・市町教育委員会（豊能地区実施分）実施研修】

豊能 研修 回	府 研修 回	日 時	研 修 内 容	実施会場
1	—	4 月 3 日(金) 9:30～12:00	初任者研修 新規採用者研修 開講式 —初任者研修 新規採用者研修を受講するにあたって— (府 1 回 4 月 開講式) には出席しない	豊中市立 アクア文化ホール
3	—	5 月 19 日(火) 15:00～17:00 【5 月 26 日(火)】	人権について考える① —児童生徒の人権を保障し、 人権尊重の立場に立った学級経営について— (府 4 回 8 月 人権について考える①) には出席しない	豊中市教育センター
—	2	5 月 22 日(金) 14:00～17:00	養護教諭の職務と役割 保健室の機能と保健室経営	大阪府教育センター
—	3	6 月 12 日(金) 14:00～17:00	救急処置の知識と学校事故への対応	大阪府教育センター
6	—	7 月 29 日(水) 14:00～17:00 【7 月 23 日(木)】	児童生徒理解を深めるために② —グループワークによる人間関係づくり—	豊泉家千里体育館 (豊中市千里体育館)
—	5 ・ 6	8 月 17 日(月) 10:00～17:00	現代的健康課題について —アレルギー疾患のある子どもへの対応— 養護教諭が行う健康相談—理論と演習	大阪府教育センター
—	7	8 月 28 日(金) 14:00～17:00	養護教諭が行う保健学習・保健指導 —先輩養護教諭の実践に学ぶ— 指導案の作成について —学習指導案作成の目的—	大阪府教育センター
10	—	10 月 15 日(木) 15:00～17:00 【10 月 29 日(木)】	人権について考える② —人権教育の推進と様々な人権課題について— (府 11 回 12 月 人権について考える②) には出席しない	大阪人権博物館
—	8 ・ 9	10 月 28 日(水) 9:30～16:30	支援教育の現状に学ぶ 養護教諭の実践に学ぶ 学校危機管理体制を考える	府立藤井寺支援学校
—	10	11 月 13 日(金) 14:00～17:00	現代的健康課題について —HIV/エイズや性感染症等について— 模擬授業 —T・Tによる保健学習・保健指導について—	大阪府教育センター
13	—	1 月 19 日(火) 15:00～17:00	児童生徒理解を深めるために④ —いじめ防止・対応を中心にして—	箕面市教育センター
—	12	1 月 28 日(木) 14:00～17:00	先輩からのメッセージ 1 年目のまとめと 2 年目に向けて	大阪府教育センター
15	—	3 月 25 日(金) 14:00～17:00	初任者研修 新規採用者研修 閉講式 —2 年目を迎えるにあたって—	池田市立呉服小学校

(府研修回) 大阪府教育センター実施の新規採用養護教諭研修(全 12 回)の回数を示しています
上記回の研修について大阪府の新規採用養護教諭とともに受講します(計 9 回分)

(豊能研修回) 豊能地区実施の小・中学校初任者(小・中学校教員)研修(全 15 回)の回数を示しています
上記回の研修について豊能地区の小・中学校初任者とともに受講します(計 6 回分)

【 】は別班の研修日であり、こちらへの日程変更も可能です

平成27年度(2015年度)小・中学校新規採用養護教諭校内研修年間指導計画書

1 学 校 名
校 長 名

2 対 象 養 護 教 諭 名

3 年 間 指 導 計 画

月	日・曜	研 修 内 容	内 容 別 指導形態	指 導 者

平成27年度(2015年度)小・中学校新規採用養護教諭校内研修年間指導報告書

1 学 校 名
校 長 名

2 対 象 養 護 教 諭 名

3 年 間 指 導 報 告

月	日・曜	研 修 内 容	内 容 別 指導形態	指 導 者

年間指導計画書及び指導報告書の記入上の注意

- 1 平成27年度(2015年度)の計画書、報告書は、別に示した様式に基づき記入すること。
- 2 指導内容は、月日に従い1回ごとに、指導する内容を記入すること。
特に、報告書については、実際に行った指導概要を記入すること。
- 3 内容別指導形態は、口頭指導、講話、観察指導、作業指導、作業点検指導、保健指導に関する指導、その他と記入すること。